

選考委員会の審査経過

①都市景観賞選考委員会の開催状況及び主な議事内容

開催日		主な議事内容
第1回	R4/6/3	<p>○大規模建築物等届出部門の審査について →届出のあった 119 件のうち、環境デザイン委員会で協議し、竣工しているなどの条件に満足する 24 物件について審査を実施 →公共空間からの視認性を考慮し、20 件を一次選出 →評価基準等について意見交換</p> <p>○一般公募部門の審査について →募集内容の確認</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境デザイン委員会の指導助言をどう反映したのか考慮すべき ・まちかど審査結果を参考に、専門家の視点で総合評価し推薦する ・広告物等においては、評価基準の総合計の得点が低くとも、きわだって景観に配慮している点があれば、特別賞とすることは可能 ・公共施設が受賞することは好ましいことではないが、景観をリードするという観点から表彰した事例はあり
R4	7/1~8/31	一般公募（15 人の方から 19 件の応募。うち 2 件重複応募を含む）
R4	10/5~10/19	大規模建築物部門 20 件と、一般公募部門 17 件について、まちかど審査（市民投票）を実施。
第2回	R4/11/21	<p>○大規模建築物等届出部門と一般公募部門の審査について →まちかど審査実施の合計 37 件について写真と動画で確認 →現地調査物件の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちかど審査結果の偏差値 50 以上のもの ・偏差値 50 以下でも、協議により現地確認したいもの <p>大規模建築物等届出部門 7 件、一般公募部門 6 件を選定</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちかど審査では写真の見映えや認知されている場所等に投票される傾向にある為、まちかど審査の結果は参考として、現地を確認して評価する。 ・現地調査を行ったものの中から、表彰対象物件を選考することを基本とする。 ・広告物については、表彰に値するものがなければ選出しなくてもよい。 ・両部門とも、一部だけを評価して「特別賞」を与えることも可能とする。
第3回	R4/12/3 R4/12/7 (現地調査)	<p>○表彰の視点について →以下の表彰の視点について再確認。</p> <p>大規模建築物等届出部門 景観の形成に積極的に取り組み、その結果として本市の景観形成の推進に寄与した建築物等を対象として表彰を行なう。</p>

		<p>一般公募部門</p> <p>景観の形成において規範となり、景観をリードする建築物等で次の各号のいずれかに該当するものを対象として表彰を行なう。</p> <p>①伝統的なまちなみ景観の保全、調和を図っているもの ②山野、海浜、河川等の自然の景観要素とうまく調和しているもの ③公園、道路、耕地等の周辺の景観要素とうまく調和しているもの ④景観形成に配慮された意匠、色彩、材質等を使用されているもの ⑤まちの景観をリードする積極的取り組みがなされているもの ⑥その他都市景観の形成に貢献していると思われるもの</p> <p>○現地調査について →13件を現地調査、確認し、すべての評価項目について採点。</p>
<p>第4回</p>	<p>R4/12/27</p>	<p>○表彰候補物件の選定について →基本的に、過去の受賞したものと比較せず、ノミネートされた中から一番良いものを都市景観賞として選出 →応募条件（一般の人が立ち入る事の出来ない場所から見た景観は対象外）に該当しているかを確認 →歴史的まちなみ保全地区内の建築物を比較し評価</p> <p>○表彰候補物件について →大規模建築物届出部門 都市景観賞1件 奨励賞1件 一般公募部門 都市景観賞1件 奨励賞2件</p>

②岸和田市都市景観賞選考委員会 現地調査の様子



JR 東岸和田駅



本町（個人住宅）



株式会社ジェイライナー



上町（個人住宅）